

別紙第2

勸 告

				(32	41
)			(32	
50)			(
32	51)		
	12	76			
			14	57	

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1)

(2)

()

309,200

()

45,100

30,600

() ()

12

0.875

1.075

()

12

0.425

0.525

2 任期付研究員条例の改正

3 任期付職員条例の改正

4 改定の実施時期等

5 その他所要の措置